二　開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項

本開設指針の対象とする特定基地局（以下単に「特定基地局」という。）の範囲は、設備規則第四十九条の六の十に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち、次項第一号に規定する周波数を使用するものとする。

三　周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項

1　特定基地局に使用させることとする周波数は、三、四八〇MHzを超え三、六〇〇MHz以下とする。

2　特定基地局に係る前号に規定する周波数の使用区域は、全国とする。

四　特定基地局の配置及び開設時期に関する事項

1　認定開設者は、認定日から起算して四年を経過した日の属する年度の末日までに、総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域ごとの特定基地局の人口カバー率（一の総合通信局の管轄区域におけるメッシュ（特定基地局（屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。）内の人口の合計を、当該一の総合通信局の管轄区域におけるメッシュ内の人口の合計で除した値をいう。）が百分の五十以上になるように特定基地局を開設しなければならない。

2　認定開設者は、認定日から起算して二年を経過した日の属する年度の末日までに別表第一の一2に規定する特定ひっ迫区域において、次のいずれかに該当する特定基地局（屋内等に設置するもの及び陸上移動中継局を除く。）であって、当該特定基地局の無線設備と接続する電気通信回線設備の信号の伝送速度が当該無線設備の信号の伝送速度と同等以上であるもの（以下「高度特定基地局」という。）の運用を開始しなければならない。

㈠　特定基地局（前項第一号に規定する周波数に係るチャネル間隔の合計が四〇MHzのものに限る。）であって、空間多重方式（一の陸上移動局への送信において八以上の空中線を使用するものに限る。㈡において同じ。）を用いるもの

㈡　申請者の指定済周波数をキャリアアグリゲーション技術（設備規則第四十九条の六の九第一項第一号ヘに規定する技術をいう。以下同じ。）により利用する特定基地局（指定済周波数及び前項第一号に規定する周波数に係るチャネル間隔の合計が四〇MHz以上のものに限る。）であって、空間多重方式を用いるもの

3　認定開設者は、全ての都道府県の区域において、特定基地局の運用を開始しなければならない。

五　特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項

特定基地局の無線設備に対しては、適応多値変調、キャリアアグリゲーション技術その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。

六　特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項

1　特定基地局は、次に掲げる場合に開設されたものとする。

㈠　第三項第一号に規定する周波数を使用する基地局又は陸上移動中継局の運用を開始した場合

㈡　既に開設している基地局又は陸上移動中継局について第三項第一号に規定する周波数に係る指定の変更をした場合

2　地域ごとに連携する複数の者がそれぞれ本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行う場合には、これらの申請を一の申請とみなして、本開設指針の規定を適用する。

3　本開設指針に係る開設計画の認定の申請は、次に定めるところにより行わなければならない。

㈠　申請することができる周波数の帯域幅は四〇MHzとし、法第二十七条の十三第二項第四号に規定する希望する周波数の範囲として、三、四八〇MHzを超え三、五二〇MHz以下、三、五二〇MHzを超え三、五六〇MHz以下及び三、五六〇MHzを超え三、六〇〇MHz以下の周波数を希望する順に開設計画に記載すること。

㈡　申請に当たっては、法第二十七条の十三第二項及び免許規則第二十五条の四第二項に定めるところによるほか、別表第一に規定する事項について開設計画に記載しなければならない。

4　本開設指針に係る開設計画の認定は、法第二十七条の十三第四項第二号及び第三号並びに第二項から前項まで及び前号に規定する事項に適合し、並びに別表第二に規定する要件を満たしている申請に対してするものとする。

5　前号の申請の数が三を超える場合は、当該申請について、次の㈠又は㈡に掲げる場合に応じ、当該㈠又は㈡に定める事項に適合する申請の数が三となるまで認定する。ただし、㈠に掲げる場合及び当該㈠に定める事項に適合する申請の数が三を超える場合であって、当該適合する度合いが最も低い複数の申請以外の申請があるときは、当該申請を認定し、当該複数の申請について、別表第三の二の事項に適合する申請の数が三からその認定した数を減じた数となるまで認定するものとする。

㈠　次のいずれかに掲げる場合　別表第三の一の事項

(1)　別表第三の事項への適合の度合いを審査する申請が既存事業者の申請のみである場合

(2)　別表第三の事項への適合の度合いを審査する申請が三以上の既存事業者及び一以上の既存事業者以外の者の申請であって、当該申請について同表の一の事項（1から6までに係る事項に限る。）への適合の度合いを審査し、既存事業者の申請についての当該適合の度合いが既存事業者以外の者の申請についての当該適合の度合いよりいずれも高いものである場合

㈡　㈠に掲げる場合以外の場合　別表第三の一の事項（1から6までに係る事項に限る。）

6　開設計画の認定に係る法第二十七条の十三第四項の規定による周波数の指定は、第三号㈠により開設計画に記載した希望する周波数の範囲に基づき行う。ただし、二以上の申請が同じ周波数の範囲を希望するときは、別表第三の一の事項（前二号の規定により認定した申請が全て既存事業者の申請である場合以外の場合にあっては、1から6までに係る事項に限る。）への適合の度合いを審査し、当該適合の度合いが高いものから順にその周波数の範囲の希望を優先する。この場合において、前二号の規定により認定した申請に既存事業者の二以上の申請が含まれ、当該二以上の申請に同表の一の事項（当該認定した申請が全て既存事業者の申請である場合以外の場合にあっては、1から6までに係る事項に限る。）への適合の度合いが同じ申請がある場合は、当該申請について、次の㈠又は㈡に掲げる場合に応じ、それぞれ当該㈠又は㈡に定めるものの周波数の範囲の希望を優先する。

㈠　当該認定した申請が全て既存事業者のものである場合　同表の二の事項への適合の度合いを審査し、当該適合の度合いが高いもの

㈡　当該認定した申請が既存事業者以外の者のものを含む場合　同表の一の事項（7及び8に係る事項に限る。）及び同表の二の事項（当該同表の一の事項への適合の度合いが同じ場合に限る。）への適合の度合いを審査し、当該適合の度合いが高いもの

7　前三号の審査に当たっては、申請期間（法第二十七条の十三第三項の規定により公示された期間をいう。）内に提出された本開設指針に係る開設計画の認定の申請については、前後なく受け付けたものとして扱うものとする。

8　認定開設者は、三、四八〇MHzを超え三、六〇〇MHz以下の周波数の電波を使用して宇宙無線通信の業務を行う地球局の運用を阻害する混信を防止するための具体的な対策を講じなければならない。

9　特定基地局を最初に開設しようとするときは、特定基地局及びその通信の相手方である陸上移動局の送信を開始する時刻及び任意の一〇ミリ秒における送信時間の調整等同期をとるための具体的な措置に関する事項その他の他の認定開設者の無線局の運用を阻害する混信その他の妨害の防止に係る必要な事項について、あらかじめ全ての認定開設者間で協議し、合意した上で、当該全ての認定開設者が当該合意した事項を行わなければならない。